

みどり市林道管理規程

令和4年1月13日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、みどり市林道の維持管理及び通行の規制等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 みどり市林道(以下「林道」という。)とは、市が管理する林道で林道台帳に登録されたものをいう。

(管理者)

第3条 林道の管理者は、市長とする。

(利用方法)

第4条 林道に次の各号に掲げる施設を設けて林道を利用しようとする者は、管理者の承諾を得なければならない。

- (1) 林産物、鉱産物等の集積場又は積載施設
- (2) 電柱、電線又は高压塔
- (3) 用排水路、導水管又は上下水道管
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設

(維持管理)

第5条 管理者は、林道の維持管理について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 路面の整備
- (2) 側溝及び排水施設の整備
- (3) 工作物の補修
- (4) 林道標識の設置
- (5) 前各号に掲げる施設以外の施設の整備

(禁止行為)

第6条 林道において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 林道を損傷し、又は汚損すること。
  - (2) 林道に木材、土石等を置き、林道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
- 2 管理者は、前項に違反した者に対し、その林道を原状に回復させ、又は損害を賠償させるものとする。

(通行の禁止又は制限)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の通行を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 林道の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められるとき。
  - (2) 林道に関する工事等のため、やむを得ないと認められるとき。
- 2 管理者は、林道の保全を害するおそれがあると認められる車両に対しては、その通行を禁止し、又は積載量を軽減させるものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、林道の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月13日から施行する。